

## 知的財産高等裁判所（仮称）の具体的方策案についての補足説明

(15.12.05)

**甲 A 案**

## （基本的考え方）

内外に対し知的財産重視という国家政策をアピールするいわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所から法的に独立した、現行の各高等裁判所と同等の組織である「知的財産高等裁判所（仮称）」を創設して東京都に置き、知的財産関連訴訟を控訴審段階で専属的に取り扱う。

## （取り扱う事件）

下記 と の知的財産関連事件とする。<sup>（注1）</sup>

東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起された<sup>（注2）</sup>、特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴事件

特許庁の審決等に関する訴えに係る事件（特許権，実用新案権，意匠権又は商標権に関する行政事件）

（注1）著作権等に関する事件については、当事者の地理的利便性を考慮し、「知的財産高等裁判所（仮称）」で取り扱う事件から除いている。

（注2）東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起されたが専門性が低いという理由で他の地方裁判所へ移送された事件についても、知的財産関連訴訟である以上、控訴審段階では東京の「知的財産高等裁判所」において取り扱われることとなる。

## （専門的処理体制）

以下の方策を実施することにより、専門処理体制の充実化を図る。<sup>（注3）</sup>

知的財産関連訴訟に精通した裁判官を集中的に配置する。

専門委員（平成15年民事訴訟法改正により導入）を積極的に活用する。

裁判所調査官の権限を拡大する。

5人合議制（平成15年民事訴訟法改正により導入）を活用する。

（注3）知的財産高等裁判所（仮称）の裁判官が地方へ出張し口頭弁論等を行ういわゆる「巡回裁判」は、行わない。

**甲 B 案**

## （基本的考え方）

内外に対し知的財産重視という国家政策をアピールするいわゆる看板効果を目的として、東京高等裁判所内に法的に独立した組織である「知的財産高等裁判所（仮称）」を創設し、東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱って

いる知的財産関連訴訟を取り扱う。

(取り扱う事件)

東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、現在は東京高等裁判所の知的財産権専門部で取り扱っている専門性を有する事件とする。したがって、以下の事件を中心として取り扱うことになる。

東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起された、特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴事件<sup>(注1)</sup>

東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所に提起された<sup>(注2)</sup>、著作権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴事件

特許庁の審決等に関する訴えに係る事件(特許権、実用新案権、意匠権又は商標権に関する行政事件)

(注1) 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起されたが専門性が低いという理由で他の地方裁判所へ移送された事件については、移送先の地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所において取り扱われることとなる。

(注2) 著作権等に関する訴えの競合管轄化により、東京地方裁判所に提起が可能となる訴えは、東日本の管轄区域(東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の各管轄区域)内に所在する地方裁判所が土地管轄権を有する事件である。

(専門的処理体制)

甲A案と同様の方策を実施する。

## 乙案

(基本的考え方)

今般の民事訴訟法改正により知的財産関連訴訟を東京高等裁判所の知的財産権専門部で集中的に取り扱うことによって実現された実質的な「知的財産高等裁判所」を、内外に対し知的財産重視という国家政策をアピールするいわゆる看板効果を目的として、「知的財産高等裁判所(仮称)」と呼称する。

(取り扱う事件)

甲B案と同様の事件を取り扱うこととなる。

(専門的処理体制)

甲A案と同様の方策を実施する。